

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成25年3月14日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 平成25年3月14日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、健康医療部、教育委員会

第9号議案	「質疑・討論・採決」
第10号議案	「質疑・討論・採決」
第11号議案	「質疑・討論・採決」
第12号議案	「質疑・討論・採決」
第13号議案	「質疑・討論・採決」
第14号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	鈴木眞澄	副委員長	前崎みち子
委員	下江洋行	加藤芳夫	鈴木司郎 荒川修吉
議長	夏目勝吾		

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民病院、健康医療部、教育部、消防本部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行

開 会 午後 1 時30分

○鈴木眞澄委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、13日の本会議において本委員会に付託されました第9号議案から第14号議案までの6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第9号議案 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 第9号議案の附則のところにただし書きがあるんですけども、第4条の規定は平成26年4月1日と、通常でいくと新年度の4月1日なんですけれども1年ずらしてあるのと、この第4条の2ページの改正のところ、ちょっと意味がよくわからないですけど、9条の2の1の第5条1項、12項を第5条11項に改めて、この改めるといふ、この辺の中身というのはどういうものかちょっと教えていただけますか。条文が変わったのはいいんですけども、何を目的にするか。

○鈴木眞澄委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 附則につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律ということで、この中におきまして、障害者施設の支援の関係で、共同生活介護、ケアホームの共同生活援助の一元化ということで、その部分がなくなりまして、その部分の法律改正が26年4月1日から施行されるということで、今回この条例改正に伴いまして、一緒にこの改正をさせていただいたということで、ですから附則で26年4月1日からということで、ただし書きでお願いし

ているものであります。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 でも、1年余の先のことを今このただし書きでやるということは、これはいいんですか。来年のというか、25年度に入ってから、26年4月1日から施行するんですたら、共同の何とかという、今言いましたね、自立支援だか、その施設というか、それを施行する前に条例で出せばいいんですけども、この新年度のこの時期に出すというのはどういう、今聞いてはおったんですけども、なぜこんなに早く出す必要があるのかというか。

○鈴木眞澄委員長 田中福祉課副課長。

○田中秀典福祉課副課長 法律の施行に向けまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律でございますので、これが25年4月1日に施行されます。これを受けて、障害者の自立支援法が障害者総合支援法と法律名が変わってまいります。ただ、その制度内容につきまして、先ほど申しましたように、共同生活介護、ケアホームがグループホーム、共同生活援助への一元化と制度が変わってまいりますので、事前にそういうようなところの周知というような意味合いがあるかと思っております。

それに伴いまして、平成26年4月1日にこれが一元化されるというような状況でありまして、その条項が、これまでは共同生活介護と共同生活援助とそれぞれ分かれておったわけですが、一元化されることによってその1項がなくなっていくことによって、条項の繰り上がりが出てきているという状態であります。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 いまいち、ちょっと理解ができないけれど。

共同生活自立支援は、もう25年度中にはスタートするんだよね。しちゃうんだよね。だけれども、法律の施行は来年の4月1日。何か

ちょっと。済みません、わかりやすく。

○鈴木眞澄委員長 田中福祉課副課長。

○田中秀典福祉課副課長 先ほど申しました地域社会における共生の実現に向けてのこの関係法律の整備に関する法律というものの施行が25年4月1日で行われるわけです。その法律の中で、総合支援法の中の共同生活介護の一元化が26年4月1日から行うと決まっておるといことです。国の法律であります。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 何で、こんな今、じゃあ、26年4月1日でもいいんじゃない。来年の3月の議会でもいいんじゃないかなと私は思うんですけども。今じゃなければいけない理由というのは何。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目考温福祉課長 整備法自体が25年4月1日というところにあります。法律によって、全て今この条例改正をなささいという指示が来ておりますので、その中に26年4月1日施行だけでも、法自体を25年4月1日で施行しなければいけませんので、それに伴って同じように改正をさせていくというところになります。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません。ちょっと、わかりやすく、何かちょっと出してくれますか、どうしてこうなるかというのを。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目考温福祉課長 申しわけありません、説明が下手で。

今回、自立支援法が障害者の総合支援法に変わります、どっちも長い名前ですけども。これを変えるために整備法というのができました。その整備法を本年4月1日でやりますねというところが出てきて、その施行を受けることによって自立支援法だったものが障害者の総合支援法に変わっていくというところがございます。そこで、整備法自体が施行される、その整備法の中身は、26年4月1日と

いうのもありますし、25年4月1日施行というものも内容はございます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 その法律の中に26年4月1日もあるし、25年4月1日もあると。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目考温福祉課長 はい、整備法自体は名前を変えるとということになります。自立支援法の障害者総合支援法という第2段階になるわけですけども、その中の施行が名前が変わった福祉法のほうが、そこの中で施行の期日を変えている、時期が違うものがございます。25年4月1日のものと26年4月1日のものというところで、先に整備法ができちゃったことによって、全て名前を変えなさい、これからの26年のものも含めたものを今回出させていただきます。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 第4条の規定については、改めて26年4月1日ということで、ただし書きでうたわなければいけないという意味なの。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目考温福祉課長 そのとおりです。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 済みません、そうすると、今、障害者自立支援協議会をやってますよね。それも今度、総合支援協議会ですか、名前も変わるんですか。

○鈴木眞澄委員長 夏目福祉課長。

○夏目考温福祉課長 地域自立支援協議会ですので、地域自立支援を支援協議会なんかに変えるというところではございません。地域自立支援協議会という名前だけですので、障害者自立支援法の中の地域自立支援協議会ですので、そこは別に変える必要はございません。

この自立支援協議会自体は、どんな名前を使ってもいいというのがまた法律というか、

指導で来ておりますので、そこは問題はありません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 新都市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 この議案は、今回、富岡につくられる小規模地域密着型介護老人福祉施設の1カ所、富岡につくられる1カ所と、それから作手につくられるグループホームの関係で、この二つの施設に関する議案ということで捉えていいでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 これは、その二つに特化したものではございません。

まず、一つは理由のところにあるんですが、地域社会における共生の実現に向けて云々という関係法律の整備により介護保険法の一部が改正されたということで、地域密着は、先ほど前崎委員が言ったように、小規

模特養、それからグループホーム、その他、夜間対応型の訪問介護でありますとか、それから認知症対応の通所介護、デイサービスですとか、富栄にあります小規模多機能型の居宅介護でありますとかいったものも、もろもろも含んでおります。その二つに特化したものではございません。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 ということは、これによって、何かサービスにおいて変わることとかは、何かあるんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 これによって、サービスが変わることはございません。

一応東三五市で、それに限定するわけではないんですけども、東三五市で事業展開をしてくださっている法人さん、例えば、新城、豊川、豊橋にそういったサービス事業者を置いていく法人さんもございます。

考え方としては、条例化するんであるから、いろんな基準を変えていくということもできないことはないと思うんですが、今回、そうやって変えてしまいますと、あそこではどうだった、ここではどうだったというような話になるかもしれません。したがって、当面は、本市においては足並みをそろえながら、国の基準どおりというような形で持っていくしたいと思います。サービス内容が特に変わることはございません。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第10号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第11号議案 新城市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 この条例によって市の実務というか、何かそういうことで、大きく業務に負担になるようなことはないのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 まだ、これは本部設置の条例ということでございますけれども、行動計画というのをまたこれとは別に策定していく必要がございます。現在、国の動きの情報が、県を經由してほとんどまだおきていないという状況にございまして、行動計画も法に基づいたもので新たにつくるということでありますが、国においてもまだ行動計画はできておらず、それによって県、市も当然のことながら手が付けられない状態にありますので、ふだんの一般業務の中において負担になることはというのは、実際こういうことが起きてくると負担になることはあるんじゃないかならうかと思っておりますけれども、まずは国の行動計画、県の行動計画を見てからでないと、今のところちょっと判断はできかねる状態でございます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 この条例の中の2条の第4項に、必要な職員を置くことができるというようなことがうたってあるんですが、これはどれぐらいの組織でもって運営していくというようなことを考えておられるのか。また、

この中には、医師等の専門職といった者も入れていくことを考えておるのか、そこら辺ちょっと。

○鈴木眞澄委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 必要な職員ということでございますけれども、今考えておりますのは、市の職員の中の部長職、課長職等を考えております。あと、医療関係者におきましては、先ほど言いましたけれども、国の行動計画とか、県の行動計画を見ないと何とも言えないかなと思っております。

なお、法律では、本部員の中に副市長、それから教育長、それから消防長は入ると明記をされております。

以上でございます。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 それからもう一点、この附則の書き方です。ちょっと、変わった書き方してある附則だと思っておるんですが、今現在、国では有識者会議等を開いて、いろんな意見聴取等をしておると思うんですが、国では、法の施行日というのは、まだいつごろ施行されるかというのは全然わからないわけですよ。

○鈴木眞澄委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 このインフルエンザの特措法は、今年の5月11日に交付されております。施行に当たりましては、交付の日から1年を超えないということで、今年の5月10日までに施行するというような形になっておまして、今のところ、いつという情報はございません。定められておるところからいくと、5月10日までのということでございます。

この附則につきましては、今そのような法律の施行の状況が定められていないということで、今回、この条例を市議会に上程するに当たりまして、もし議会の会期中の間に法が施行されたりとかというようなことも想定されましたので、基本は法の施行の日から施

行するということなんですけれども、会期中にもし施行されるとということで括弧書きをあえて付けさせていただいたというものでございます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 このインフルエンザ対策本部条例の本部長については、明確に誰がということはこの条文ではちょっとわからないんですが、第2条の5のところに、この前項の職員は市の職員のうちから市長が任命するとありますけれども、本部長はどういう方を想定すればいいんでしょうか、市長なんですか、それとも違うんでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 夏目健康課長。

○夏目昌宏健康課長 本部長でございますけれども、法律で本部長は市町村長が当たるといようなことを明記されておりますので、本部長は市長ということになります。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第11号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 新城市公民館の設置及

び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第13号議案 新城市青年の家設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと教えてもらいたいというか、第2条中というか、「次のとおり」を新城市庭野字岩本8番地に改めるとい、これはちょっと第2条中というか、2条がよくわからないので申しわけないですけれども、何をどう変更しているのかと、次のとおりをその住所の岩本8番地に改めるといことはわかる。この条文の意味をちょっと教えてください。

○鈴木眞澄委員長 鈴木生涯学習課副課長。

○鈴木隆司生涯学習課副課長 第2条中の次のとおりを新城市庭野云々のところでございますが、新城市青年の家の設置及び管理に関する条例につきましては、現在、新城にあります青年の家と、今回削除をお願いいたします作手の青年の家が一本で整理されておしま

す条例でありまして、その一本の条例の中の作手青年の家に該当する部分を一気に落とすという形で、今回整理をさせていただきたいという形になっております。したがって、第2条中云々のところにつきましては、それ以下に作手の地番が載っておったんですけども、それを削除して、新城の青年の家の地番だけを残すというような形で表記がされておるのがこの改正条例の部分でございます。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 今回、市長の方針の中にもあったんですが、直営に変わって作手はなくなるということの条例の一部改正なんですけれど、内容的に今度、共育の拠点とするというようなことが市長の中にもありましたけれど、その辺につきまして何かこれから、25年度につきまして何か変わるようなことはあるのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 鈴木生涯学習課副課長。

○鈴木隆司生涯学習課副課長 25年度以降につきましては、今、新城市の庭野にあります新城の青年の家のみという形になりますけれども、先ほど前崎委員さんがご指摘のとおり、25年度から直営で新城の青年の家も管理運営してまいります。管理運営につきましては、市の職員を配置するとともに、あと自主的な、今、施設管理が中心になっておりますので、施設自体で企画した主催事業の展開等も予定しておりますので、直営が目に見えるような形で25年度以降は運営していきたいと考えております。

以上です。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第14号議案 新城市立小中学校体育施設の使用料に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 1点だけ、済みません。

この使用料の単価なんですけれども、これは、昼間も5時以降の夜も料金の変更はないですか。昼間の1時間も夜の1時間も同じ料金なんですか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 料金につきましては、昼も夜も一緒に考えております。

○鈴木眞澄委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ライトを大分使うよね、夜は。昼間でも使うのか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 昼間、夜、体育館の場合ですと、多くが昼間でも電気をつけて使うというのがほとんどでございます。ですから、昼にかかわらず、夜でも同じ形で、半面100円というような形にしました。

○鈴木眞澄委員長 鈴木委員。

○鈴木司郎委員 別表の関係の書き方なんです、ちょっとおかしい質問をしちゃうんですが、体育館やなんかは半面、全面というのはわかるんですが、武道場、弓道場というのを全面

とあって、そういうことを言うんですか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 どういう表記が正しいかというとあれなんですけれど、一応、武道場はもう1施設という言い方のほうが正しいかと思うんですけれど、体育館で分けましたので、こちらは全部一施設という格好でもいいんですけれども、とりあえず全面という表記にさせていただきました。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 これは、使われる方たち、利用者団体の話し合いというか、声をお聞きして、改正が必要だと思って改正をされたみたいなお説明があったんですが、今後、これは半面、全面、結構わかりづらい、使っているときに、料金がそこで、例えば子どもたち、みんな家族で来たときに、全面使用して、遊びだか、その辺が細かいことは言わないんですけれど、いろんな意味でわかりづらくなる場所があったりして、例えば今度、1年やってみただけけれど、またこういう公的な施設の使用料の話し合いというのは、毎年こういう形で使用料について話し合う場があったのか、それとも特別こうして、もう一度、使用料を見直そうということで話し合われたのか、その辺についてはどうなっているのでしょうか。

○鈴木眞澄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 この使用料徴収というのが平成24年4月1日から条例改正されて、新たな試みということで徴収してまいりました。しかし、これが1施設、1時間200円という形で今まで徴収してきたわけなんですけれど、体育館の大きさ、中学校あたりで言いますと、バレーボールコートが2面とかとれますので、そうすると2団体で使う、その場合、1団体100円で済んでしまう。だけど、小さな体育館は、バレーボールコート

が1面しかとれません。ですから、その施設は200円払っていただいております。

それで、いろいろ9カ月間、登録団体の方に利用していただいたところ、そういった面での不公平感があるんじゃないかというような意見を多く聞くようになったものですから、全登録団体にお集まりいただきました。会場は3カ所、作手、鳳来、新城地区に分けて、登録団体の代理者の方にお集まりいただきまして、いろんな意見を聞いたところ、豊橋、豊川等の事例もございまして、分けて使える大きな体育館については今までの料金の半額として、小さな体育館と大きな体育館半面使ったときの料金が一緒になれば公平ではないかというような話があったものですから、今回、このような金額に設定させていただきました。

○鈴木眞澄委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 確認ですけれど、大きな体育館で半面を使用する場合は、もちろんそれは100円ということですね。

続けて、これで1年で使用料、9カ月使ったところで見直したということなんですけれども、今後、この見直しで、また1年たったときに、この見直しというか、また皆さんに集まってもらって、こういうような意見交換というか、今後もこういうことは料金だけでなく、こういうものを使っている人たちの中でのいろんな意見交換みたいなのは、今後、予定されているものなのか、これは特別この使用料のために開いたものなのか、それをお聞きしたいと思います。

○鈴木眞澄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 お集まりいただいた会議というのが昨年の12月に行ったわけなんですけれど、料金のみならず、例えば、こうしてもらってもっと使用がしやすいだとか、掃除道具が欲しいねだとかいったいろんな声もありまして、それらはこういった事務局サイトで利用者の意見を聞いて対応できますので、

そちらは順に対応しておるわけでございますけれど、料金改正につきましては、議会の承認があるということで今回上げさせてもらっておるんですけど、それでは来年、それじゃあ金額を上げようかとかいったことは特別考えてはいないですけど、利用者の方、多くの方がまた利用方法について変えてほしいとかいったものにつきましては、逐次聞く姿勢を持っておりますので、利用者の利便性を図るということでは、変えられるべきところは変えていきたいと思っております。

○鈴木眞澄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木眞澄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認めます。

よって、第14号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木眞澄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、厚生文教委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後2時07分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木眞澄